くまもと森都総合病院 倫理審査委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、くまもと森都総合病院倫理審査委員会(以下「委員会」)という。

(目的)

第2条 くまもと森都総合病院(以下「病院」という)で行われる人間を対象とする医学研究・ 臨床応用及び特殊領域の医療行為(以下「医療行為等」という)で、医の倫理に関し医療 方針ガイドライン、医療事故・紛争の防止などを審議し、更に適正な業務対策が実施さ れるよう協議指導することを目的として、病院に倫理審査委員会を設置する。

(任務)

- 第3条 委員会は、前条の目的に基づき次の任務を行う。
 - (1) 病院の医の倫理のあり方について、必要な事項を調査審議する。
 - (2) 病院職員から申請された医療行為の実施計画及びその公表に関する事項について審査する。
 - (3) その他前条の目的を達成するため必要な関連事項について審議する。

(組織)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 院長、副院長及び事務部門の代表
 - (2) 診療科の部長
 - (3) 看護部長
 - (4) 医学分野以外の院外の学識経験者
 - (5) 一般の立場から意見を述べることのできる者
 - 2 前項第2号の診療科の部長及び第4号の委員は院長が任命または委嘱する
 - 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、委員に欠員が生じたときは、これを 補充し、その任期は前任者の残任期期間とする。
 - 4 委員会の委員長は院長がこれに当たり、副委員長は副院長がこれに当たる。
 - 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
 - 6 委員会は必要に応じて専門委員会(部会)を設け、委員長がその専門委員を委嘱する。

(運営)

- 第5条 委員会は委員の3分の2以上が出席し、かつ第4条第1項第4号の委員の出席がなければ、開くことができない。
 - 2 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、その議長となる。
 - 3 委員は自己の申請にかかわる審査に加わることはできない。

- 4 委員会は申請者等の出席を求め申請内容についての説明をさせ、意見を聴取することができる。
- 5 委員会は原則として非公開とする。
- 6 審査の判定は出席者全員の合意によって定め、次の各号に掲げる表示の一をもって行う。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 対象外

(申請手続き及び判定の通知)

- 第6条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書(別紙様式1)に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。
 - 2 委員長は判定の結果を審査結果通知書(別紙様式2)により申請者に通知するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務部門総務担当が担当し、議事録の作成及び保管を行う。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会において別に定めることができる。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

制定 平成12年4月1日

改定 平成23年7月1日(医療法人化)

改定 平成24年7月1日 (病院名称の変更)

改定 平成29年7月1日 (組織委員の変更)

臨床倫理検討会開催要綱

くまもと森都総合病院倫理審査委員会規程に定めるもののほか必要事項として、臨床倫理検 討会

(以下「検討会」という) の開催要綱を定める。

(目的)

第1条 医療の進歩、高度化に伴い日常診療の場では、臨床倫理的な問題として医療行為の 妥当性、胎児診断、人工授精、妊娠中絶、脳死判定、臓器移植、終末期医療、CPR の医学的適応と禁忌、インフォームド・コンセント、真実の開示、輸血と宗教(法的 対応能力がある患者の治療拒否)精神的判断能力が欠如している患者への対応、リビ ングウィル、QOLなど様々な問題に遭遇する。このような様々な問題に対し、臨床 倫理的介入を要する事例を各部門で認識し、対応していくことが必要とされる。検討 会では解決困難事例の情報を医師、看護師、コメディカル、部外コメンテーターが共 有、検討し倫理的方向性を考察する。

(組織・運営)

第2条 検討会は、倫理審査委員会の委員をもって組織・運営し、全職員を対象に開催する。

(開催時期)

第3条 必要の都度開催することとし、1年度に1回以上開催する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から運用する。

制定 平成12年4月1日

改定 平成23年7月1日(医療法人化)